

平成30年第3回定例会総務委員会会議録

平成30年9月18日
午前10時～午後0時40分
全員協議会室

出席者氏名

札野 章俊	委員長	大竹 昇	副委員長
深沢 幸子	委員	滝沢 健一	委員
後藤 敦志	委員	杉野 五郎	委員
大野誠一郎	委員		

執行部説明者

副市長	川村 光男	総務部長	荒井久仁夫
市長公室長	龍崎 隆	議会事務局長	黒田智恵子
危機管理監	出水田正志	会計管理者	松田 浩行
危機管理課長	猪野瀬 武	法制総務課長	落合 勝弘
人事課長	菊地 紀生	財政課長	岡田 明子
情報管理課長	八木下昭弘	契約検査課長	島田 眞二
秘書課長	大久保雅人	企画課長	森田 洋一
シティセールス課長	松本 大	道の駅・牧沼プロジェクト課長	由利 毅
会計課長	大和田英嗣	監査委員事務局長	谷川 登
企画課長補佐	平野 総雄（書記）		

事務局

次 長 松本 博実 主 幹 深沢伸一郎

議 題

- 議案第1号 龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 権利の放棄について
- 議案第16号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の所管事項について
- 議案第24号 指定金融機関の指定について

札野委員長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで、傍聴の皆様一言申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第7号、議案第16号の所管事項、議案第24号、以上6案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第1号 龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荒井総務部長。

荒井総務部長

龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

これは、平成31年3月1日に施行する改正公職選挙法により、地方議会議員選挙におけるビラの頒布が解禁となりまして、そのビラの作成費用についても公費負担が可能となることから、当市の市議会議員選挙においても、公費負担の対象とするものです。また、現行条例において、公費負担の対象としている選挙運動用自動車の使用、これは賃貸借、燃料代、運転手代です。それと、ポスター作成に係る公費負担について、その上限を改正しようとするものです。

新旧対照表の1ページをお開きください。

今回の条例、第1条の一部改正条例と、4ページの下のほうにございますけれども、第2条による一部改正条例の2本立てにより改正を行っております。

第1条の条例の内容については公布の日から施行、第2条、これビラが今度、公費負担の対象になるわけですが、この改正が来年3月1日施行ということになります。

まず、第2条ですけれども、自動車使用の1日当たりの上限、5万1,500円から6万4,500円に改正されております。そして、第4条、ページが変わりますけれども、第4条第2号アで、これが自動車の賃貸借1日当たりのレンタル代1万3,390円から1万5,800円。そして第4条2号イで燃料代です。1日当たり7,210円から7,560円。そして第4条第2号ウで運転手です。1日当たり1万円から1万2,500円に改正してございます。

そして、ビラの作成ですけれども、この第1条の一部改正条例の、第6条から8条にビラの作成の公費負担、入ってございます。これは、現行の龍ヶ崎市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例、これが附則のほうで廃止をしております関係で、今回のこの第1条の一部改正条例のほうに、6条、7条、8条と、3条立てて追加規定をさせていただきます。そして、そのビラの作成代ですけれども、1枚当たり7

円30銭から7円51銭に改正をしております。

そして、ポスターです。3ページになりますけれども、ポスターの作成につきましては、これまでの公選法の算定式に基づく公費負担額から一律1,000円に改正を行ってございます。

そして、4ページの第2条の一部改正条例でございますけれども、右側の第6条の候補者の次の括弧書きがとれています。これまで、ビラについて龍ヶ崎市長選挙に限定して行われていましたが、市議会議員選挙においても適用とするためにこの括弧書きを削除してございます。

以上が今回の改正の内容でございます。

札野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員。

後藤委員

それでは、ちょっとポスターの限度額についてちょっとお伺いしたいのですけれども、全協のときにもお聞かせいただいたのですけれども、今回かなり従前の限度額に比べれば、限度額は下がるわけですけれども、実勢からいえば、やはりまだこの限度額でも高いのかなという印象があるのですが、そこで、前回の市議選でのポスターの公費負担の最高額であるとか、最低額であるとか、全候補者の平均額が幾らぐらいだったか、わかれば教えていただけますか。

札野委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

直近の、市議選でのポスターの公費負担額についてであります。

これ例えばなんです、平成19年度からのものと見ますと、まず、候補者1人当たりの最高額、それから最低額の平均額で見ますと、平成19年度が1,223.7円、平成23年度が1,197.5円、平成27年度が1,178.4円でありました。このように、公費負担の限度額、現在約1,870円ということなのですが、その公費負担の限度額よりも低価格でのポスターの作成はできているものというふうには認識はしてございます。

以上です。

札野委員長

後藤委員。

後藤委員

それでは、聞き方を変えますけれども、平成19年、23年、27年の直近3回で、ポスターの公費負担の最低額だった方の金額というのは幾らだったか教えてください。

札幌委員長
落合法制総務課長。

落合法制総務課長
すみません、今調べさせていただいて、後ほどご回答させていただきたいと思いま
す。

札幌委員長
後藤委員。

後藤委員
あわせてちょっとお調べいただきたいのが、候補者が30人前後いると思うんですけ
れども、そのうち、この1,870円の限度額を請求されている方が何名いるかというの
も、それぞれ後ほど教えていただければと思います。
以上です。

札幌委員長
ほかにありませんか。
杉野委員。

杉野委員
全協のときにもご説明いただいたんですが、県下での市の実態、それを見ると、32
市中20市が510円から570円ということで、当市の設定している1,000円とは乖離が甚
だしいと。これは、どういうふうにとらえたらよろしいのでしょうか。もう一度お願い
したいと思います。

札幌委員長
落合法制総務課長。

落合法制総務課長
まず、当市のポスターの作成に係る公費負担につきましては、公職選挙法施行令の
算定の基準の例によりまして計算した額でございまして、その計算式によりまして、
1枚当たり約1,800円というような形をとってございます。
それから、ほかの県内市で採用されておりますポスターの公費負担額につきましては、
ポスター1枚当たりの印刷単価のみで採用しているところについては、525.06円、
あるいは1,000円、1,030円というような単価の設定をしております。
以上でございます。

札幌委員長
杉野委員。

杉野委員

ということは、当市での今回設定する1,000円の中には、印刷代だけなのか、そのほかに何か企画料とか、そういったものも含まれるのか、その辺はどうですか。

札幌委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

今回の改正案によりますと、まず、ポスターの印刷、企画料については含んでいませんので、あくまでもポスター1枚当たりの作成単価ということで、1枚当たり1,000円というふうに設定をさせていただいております。なお、ポスター掲示上の数にあわせて、選挙運動期間中、汚損等の場合の張りかえ分も勘案しまして1割増しということで、実質、1,000円プラス1割の張りかえ分という形では設定させていただいております。

以上です。

札幌委員長

杉野委員。

杉野委員

ほかの自治体も、やはり1割増しという形で算出基礎、なっていますよね。だから、それは説明がちょっとどうなのかなという感じがするんですが、あくまでもこれ、印刷だけですよね、ポスターの。

札幌委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

はい。今回改正を予定させていただいておりますポスターの公費負担額につきましては、あくまでもポスターの印刷代という形で考えてございます。

札幌委員長

杉野委員。

杉野委員

ということは、やはり茨城県下の21市が500円台、当市含む土浦、つくば、守谷が1,000円台と、圧倒的に500円台が多いという、単価差が約倍近いというふうに考えてよろしいですか。

札幌委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

単価につきましては、各県内市では500円台から1,800円台という形で幅はございます。

札幌委員長

杉野委員。

杉野委員

それから、ちょっと細かくなりますけれども、自動車燃料、1日当たり350円上げましたけれども、これは走行距離、1日当たりどのくらいを想定しているのか、算出した際にもし出していればお聞かせいただきたいなと思います。

札幌委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

燃料代につきましては、1日何キロメートル走行するかということですが、そちらにつきましては、調べてございませんので、そちらについては後ほど調べた上でご回答をさせていただきたいと思います。

札幌委員長

杉野委員。

杉野委員

実際に、今、実勢価格が160円くらいですか、150円くらいですか。そうすると、1日大体400から、今燃費がいいから、500キロ走ると、そんなに走らないですよ、走れないと思っています。

札幌委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

燃料代につきましては、あくまでも公費負担する限度額ということで設定をさせていただいているところでございますので、距離数が延びた場合、限度額を超えてしまったというときには、候補者の負担、ご自身の負担という形になります。

以上です。

札幌委員長

杉野委員。

杉野委員

もちろん、今おっしゃられたことは承知しております。実際の算出基礎が、やっぱ

りこうやって今回改正するわけですから、根本的に見直すということが必要なのかなということでお話しさせていただきました。

それから、全協のときにも申し上げましたけれども、一番大きなウエートを占めている、その自動車一般運送45万1,500円です、それと実際に車をレンタルして運転手を見つけて、それで燃料を加えて、そうするとその差もやっぱり大きいです。倍まではいかないけれども、それは公平性の問題から、どういうふうにかえたらいいのかなと思っています、その辺のご見解をいただければと思います。

札幌委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

まず、公費負担の制度についてでございますけれども、公職選挙法におきましては、市は条例で定めるところによりまして、公職の候補者の選挙運動に要する費用のうち、一定の額を公費で負担することができる規定のもと、財産の状況にかかわらず被選挙権のある者が公平に立候補することを可能とするためという趣旨により制定されたものでございます。

この前提によりまして、自動車一般運送による一括契約、いわゆるハイヤー業者等の一般乗用旅客自動車運送事業者との契約をした場合、それから個別に自動車の賃貸借、レンタルです、それから運転手、燃料、個別の契約をした場合とで、契約の仕方によって不公平感が生じないかというようなご質問かと思いますが、確かに、金額のみを見て比較した場合、改正前、改正後を問わず2万円以上の開きはございます。自動車一般運送法による一括契約では、ハイヤー業者等の一般乗用旅客自動車運送事業者との契約であります。自動車賃貸借、運転手、燃料のほか、保険代や、車両の点検整備等、契約に必要な諸経費分も含まれているものと認識しておりますので、個別の契約をする場合と、一括のハイヤー事業者等の契約をした場合では、価格に開きはあるものと考えてございます。

以上です。

札幌委員長

杉野委員。

杉野委員

ありがとうございます。

私の申し上げたいことは、結局、自動車一般運送が45万1,500円、7日間で、最大で。それから、自動車賃貸借11万600円、それから運転手の8万7,500円、さらに燃料費を加えても25万1,000円くらいなんです。すごい大きな差があるなということで、これをどういうふうに解釈するのか、一般の新人が、道路事情もわからないからハイヤー、あるいはタクシーで選挙に出られるということを考えているのか、その辺のかなと思うんですが。いいです、これは。

今回、こういう中での見直しは、単純にいわゆる実態の運送契約、このぐらいでおさまるだろうということで改訂をしたんだと思います。燃料費もしかり、あるいはほ

かのリース料，レンタル料もしかり，そういうことだと思います。

ただ，先ほど申し上げたように，根本的などころの見直しをよろしくお願ひしたいと思ひます。

札野委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

先ほど後藤委員からご質問がございました，直近の市議選のポスターの公費負担の最低額，最高額についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず，平成19年度市議選におきましては，最低額の方が577円でした。最高額が1,621円でございます。平成23年度市議会議員選挙におきましては，最低額が525円，最高額の方が1,439円でございます。それから平成27年度でございますが，最低額が497円，最高額1,478円ございました。

以上です。

札野委員長

後藤委員。

後藤委員

ありがとうございます。

本当に，10年以上前から1,870円という限度額に達しているような方はいらっしゃるわけですね，やっぱり印刷の本当の実勢価格というのは，違っていますので。ただ，それでも言いますと，最低と最高の額がかなり開きがあるのかなと。やっぱり，これはもう候補者自身がやるしか，できるだけ公費，税金ですから，少なくともできるように努力しないといけないですけども，私自身も，選挙ごとに業者を変えたらかなり単価が違うということも経験していますので，業者さんによって，それぞれ違うというのはわかりますので。

ただ，実際に27年でいえば，500円以下でもできるわけですから，今回，870円に限度額が下がるということですので賛成いたしますが，今後も随時，31年の，来年度の選挙を経て，また公費の限度額ということについては柔軟に下げる方向で，再度検討していただければなと思ひます。

あともう一点，純粋に，ポスターの印刷代だけというようなお話がございました。これの確認してしていますか。要するに，企画料，当然，ポスターをつくる時にはデザイン，校正の部分で費用がかかるわけですね。これって印刷するからそれは無料でいいですよと，業者さんが例え言ったとしても，結局は印刷費に含まれているわけですね，デザイン，印刷料。その辺は，行政に印刷費だけですよ，デザイン，広告費，違うということであれば，公費負担をする際に，ポスターのデザイン，校正料の領収書であるとか契約書というのを添付しないといけないのかなと思ひますけれども，これまではどういう運用になっていたと思ひますけれども，今後はそういう運用に変わるということでしょうか。

札幌委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

ポスターの作成単価につきまして、私のほうでちょっと先ほど、印刷代のみというふうに答えてしまいました。訂正をさせていただきたいと思います。

こちらのポスターの作成に関しましては、印刷代、それからデザイン料込みでございました。大変失礼いたしました。

札幌委員長

ほかにありませんか。

大野委員。

大野委員

第2条中、あるいは第4条中の、5万1,500円を6万4,500円。これがタクシーとかハイヤーだと思いますが、あるいは単なるリース契約の1万3,390円から1万5,800円と、増額された理由というのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

札幌委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

自動車、ポスター等の公費負担につきまして増減をする理由でございますが、条例の制定以降、特段の改正がなかったという理由で改正をしておりませんでした。制定時より消費税のほうも3%ほど増加していることを踏まえまして、自動車等の公費負担の見直し等をさせていただいてございます。

以上です。

札幌委員長

大野委員。

大野委員

私がお尋ねしたのは、タクシーとかの料金が5万1,500円が6万4,500円になり、そしてまた単なるリース契約については1万3,390円から1万5,800円と。これが、どのような形で増額したのかなという、その理由をちょっと、単に聞いただけなんです。言うなれば、例えばタクシー屋さんがこれじゃ足りないよという、あるいはタクシーを使っている方が、実際この5万1,500円以上負担せざるを得なくて、したがって6万4,500円になりましたとか、そういうことなんです。

そうじゃないよということであれば、それはそれで結構なんです。その理由を聞いているだけなんです。

札幌委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

公費負担額につきましては、公職選挙法施行令におきます公費負担額の改正につきまして、国のほうでは人件費、物価の変動等を考慮しまして、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行っております。そちらの基準額に合わせた形での増額というふうに改正をさせていただいております。

以上です。

札幌委員長

大野委員。

大野委員

わかりました。そういったことがあるということでもって増額したということですが、実際、タクシーなんかを利用している方は5万1,500円、実際使用されているわけですか。先ほど、後藤議員の話の、19年、23年、27年のポスターの件でありましたけれども、5万1,500円については、ほとんど、何人使われたかわかりませんが、5万1,500円使われているのですか。

札幌委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

平成19年度はございませんで、平成23年度につきましては使用されている方がおります。それから、平成27年度につきましても、使用されている方はございました。

1日当たりの使用した単価では、今ちょっと持ち合わせがございませんで、選挙運動期間中の一般運送を使った方の実際の申請額、合計額でありましたら数字はございました。平成23年度が5万1,500円を公費負担されてございます。

先ほどの、平成23年執行時の一般運送につきましては5万1,500円、公費負担上限額を使われてございます。選挙運動期間中に使われた金額は、35万2,800円でございます。

札幌委員長

暫時休憩いたします。

【休 憩】

札幌委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

それでは、先ほどのご質問にお答えをいたします。

まず、1点訂正をさせていただきたいと思えます。平成19年度市議選におきまして、一般運送の契約はございませんと申しましたが、訂正をさせていただきまして、一般運送の契約、公費負担につきましてもございました。そして、平成19年の一般運送の公費負担での平均が36万500円でございます。それを選挙運動期間で割り返しますと5万1,500円、したがいまして、上限額の5万1,500円を利用されてございます。

同様に、平成23年につきましては、平均が33万3,900円、1日当たりの平均にしますと4万7,700円でございます。この23年の選挙におきましても、上限額まで利用されている候補者の方もございました。次に、平成27年でございますが、平均が34万1,968円、1日当たりの平均でございますと4万8,852円となっております。この選挙におきましても、公費負担の上限額まで利用されている方もございました。

続きまして、燃料の走行キロで単価をどのくらいで設定したのかにつきましてのご質問でございます。こちらにつきましては、公職選挙法施行令の基準に従って改正をしておりますので、市のほうでキロ当たり1日の走行距離から換算して単価を設定したというわけではございません。

以上でございます。

札幌委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

別のないようですので採決いたします。議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第2号 龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

荒井総務部長。

荒井総務部長

それでは、議案第2号 龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

これは、国が各地方公共団体の財務状況等をよりわかりやすく比較できるように、財務書類の作成等に関して示した統一的な基準による地方公会計マニュアルで使用しているものと一致させるため、この条例中の用語を改正するものでございます。新旧対照表では5ページ、6ページにその用語の改正部分が示されているところです。

簡単ですが、以上でございます。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
札幌委員。

札幌委員

簡単な確認ですがよろしいですか。

名称が変わっただけというふうに捉えてよろしいのでしょうか。区分内容は今までどおりですと、ただしその名称がこういうふうに変わりましたということによろしいのでしょうか。そのことについて。

札幌委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

そのとおりです。名称が統一的な基準によるものに合わせたということで内容は変わっておりません。

札幌委員長

札幌委員。

札幌委員

それともう一つ、連結会計についてなんですが、現在、いわゆる市でも発生主義に基づいた財務諸表をつくっていますけれども、連結会計の財務諸表というのはつくっていないというふうに認識しているのか、いやつくっていますというふうに認識しているのか、その辺だけお願いします。

札幌委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

連結会計の財務諸表につきましても作成しております、ホームページのほうでも公開しております。

札幌委員長

札幌委員。

札幌委員

議案第2号の附表、5ページのところです、対照表のところで、連結会計は全体会計及び市の関与のもとで密接な関係を有する業務を行っている地方独立行政法人、一部事務組合とか、広域連合とか、地方公社第三セクター等の会計について当該会計の相互間の重複化を控除した純計により1つの会計についてまとめたものというところ。そうすると、そこまでは今やっていないのかなど。その辺はどうですか。

札幌委員長
岡田財政課長。

岡田財政課長

連結会計に入ってくるのは、茨城租税債権機構でありますとか、広域連合，総合事務組合，県南水道，塵芥処理組合，衛生組合，広域市町村圏事務組合，県南水防事務組合と，あと第三セクターとして龍ヶ崎市まちづくり・文化財団と，これが全部を合わせるといっても，市に関係ある部分だけを報告を受けまして，合わせて連結会計として財務書類をつくっているということで，これはやっております。

札幌委員長
杉野委員。

杉野委員
了解しました。

札幌委員長

ほかにありませんか。

別のないようですので，採決いたします。議案第2号，本案は原案のとおり了承することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして，議案第3号 財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

荒井総務部長。

荒井総務部長

それでは，議案第3号 財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

これは，平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして，地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が改正され，それまで原則禁止とされておりました国等に対する地方公共団体の土地，建物等の無償貸し付け等が各団体の自主的な判断に委ねられたことから，道の駅の整備に当たりまして，当市所有の土地等を国等に対して無償貸し付け等を行うことが可能となるよう所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表では7ページに記載がございます。

3条，4条，6条，7条で，これまで他の地方公共団体が先頭に来ていましたが，その前に「国又は」「国若しくは」という表示を入れまして，国等へ貸し付け等ができるように改正をするような内容となっております。以上です。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
杉野委員。

杉野委員

今回の改正によって、最後の第7条ですか、第7条に限らないか、国という文言が入ってきたと、これは、道の駅の件に絡んでくるのかなということですが、この場で聞いていいのかどうかちょっとわかりませんが、委員長の采配にお任せしますが、道の駅のトイレ駐車場、敷地がありますね、それを貸し付けるというふうに認識してよろしいですか。

札幌委員長

由利道の駅・牛久沼プロジェクト課長。

由利道の駅・牛久沼プロジェクト課長

そのとおりであります。道の駅は一体型整備ということで、今、杉野委員がおっしゃったように、大型駐車場とかいわゆる休憩施設、大きなトイレがあるところとかは、国が整備するだけなのですが、国が整備する部分の土地について無償で貸し付けるといったところがございます。

札幌委員長

杉野委員。

杉野委員

無償貸与ということになりますと、駐車場はいいですが、トイレが建物という範疇に入ると思います。そうすると、無償貸与であれば、一般的には国には借地権はないと、発生しないというふうな考え方でよろしいのでしょうか。というのは、何を聞きたいかということ、途中での撤退は可能と見てよいのかということですが。

札幌委員長

由利道の駅・牛久沼プロジェクト課長。

由利道の駅・牛久沼プロジェクト課長

土地につきましては、当然、市の土地を貸すわけですが、それは覚書と協定を交わしますので、それで借地契約のような形のものをつなぐわけですが、建物、トイレ等は正しく、今、議員おっしゃったように建築物、建物でございますので、これは国の財産になりますのでという形になりますが。ですので、余りその、撤退という、おっしゃった言葉の意味が余りふさわしくないのかなと私は、そういうふうに解釈するんですが。

札幌委員長

杉野委員。

杉野委員

無償貸与ということだから、期限が、通常どういうふうになるのか、これはこの場
じゃなくて、また別の場で詳しくお聞きしたいと思います。

以上です。

札幌委員長

大野委員。

大野委員

ただいま、荒井部長の話からしますと、この条例に国というものが入っていなかつ
たというのは、想定されていないということではなくて禁止されていたと、そんなふ
うに解釈してよろしいのですか。それが、総務省のほうでそういった国と使用貸借が
認められたのでということのように解釈してよろしいのでしょうか。

札幌委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

財政健全化法のほうで、国に寄附行為というんですか、そういうものをする事自
体を禁止していた、それが平成23年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革
の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によって、その禁止事項がなくな
り、地方自治体の判断に任されるようになったということでございます。

札幌委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第3号、本案は原案のとおり了承す
ることにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第7号 権利の放棄について執行部から説明願います。

荒井総務部長。

荒井総務部長

それでは、議案第7号 権利の放棄について説明をさせていただきます。

これは、平成24年度に締結をしていました8件の業務委託契約、総合体育館の清掃
業務やプール管理業務、小・中学校消防設備保守点検業務等でございます。その8件
の業務委託契約に係る契約解除違約金につきまして、債務者である法人、創美ビルメ
ン株式会社が事業活動を中止し、再開の見込みもなく、違約金の徴収も見込めないこ
とから当該債権、計705万5,950円でございます。その債権を徴収する権利を放棄する

ため、地方自治法の規定により議会の議決を求めたものでございます。
以上です。

札幌委員

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。
札幌委員。

札幌委員

本議会の、質疑のときにお話が、説明がございましたけれども、民事での当該債権の時効というのが10年だという説明がありましたけれども、10年に満たない、達しない前に放棄するというのはどういうことなのかご説明お願いしたいと思います。

札幌委員

島田契約検査課長。

島田契約検査課長

ご質問の、民事債権ですと、民法の規定によりまして10年間の時効はあるわけですが、その前になぜしたのかというご質問かと思えます。

今回、徴収停止というのを、当市では3年間とっております。徴収停止のとれる、まず理由ですけれども、これは地方自治法第171条の5の規定でございまして、3つの要件が重なった場合には徴収停止、つまり請求とか調査とか、そういったことをしないことができるという取り決めですけれども、まずその1つとしては、債務者が法人で、事業休止し再開の見込みもなく、また資産もない、債務者が所在不明で資産もなし、3番目としては債権が少額で取り立て費用に満たない、これらの条件を満たした場合には、先ほどの地方自治法の規定によりまして、債権を徴収しないことができる、徴収停止を設けることができまして、当市の場合は3年間徴収停止をしてまいりました。

その前提となりますのが、当市のほうで受ける平成24年から26年まででしたか、調査ですとか、あるいは郵便による違約金の請求、さらには現地への調査、こういったことを踏まえた上で、さらに徴収停止を3年間行いまして、トータルですが、平成24年から考えれば、ことし平成30年度でちょうど6年間経ちますので、いよいよここまで来て、10年を待たずに債権を放棄することができる、そのような考えからこのたび議会へのご承認をいただこうとするものです。
以上です。

札幌委員

札幌委員。

札幌委員

実際には、もう債権を取り立てをする資産も何もないということなんだと思います。一番問題なのは、そういった事案が発生する前に、つまり事業継続中に事業継続不可の兆候というのは察知できなかったのかなと、一度、やっぱり不可能だと、倒産だと

というようなことになってしまうと、実際、戻ってくるものはないんです、大体。特に行政の場合はおそくなってしまうと、民間にすぐにやられてしまうというのが実態なのかと思ってはいますけれども、結局、兆候を察知できなかった、なぜできなかったのかその辺についてご説明いただきたいと思います。

札幌委員長

島田契約検査課長。

島田契約検査課長

契約の締結につきましては、地方自治法234条によりまして、市のほうの契約の仕方としては、一般競争入札とか、あるいは指名競争入札、随意契約、こういったもので契約ができるというふうに取り決めがされておりました、先ほど言いました一般競争入札などにおきましては、市におきましてはこれを原則としてやりなさいという、国からの通達、そういったことも来ております。これは、全てその業者さん側に、地方公共団体と契約する機会を均等に与えて、これは指名競争の入札参加名簿というんですが、そちらのほうに、まず機会を業者さん側のほうに与えて、その結果、でき得る限り地方公共団体に有利な条件で契約を締結する、そういった経済性の要請に応えるため、このような取り組みとなっているというふうに言われております。

市におきましては、その競争入札参加名簿の資格要件としましては、一般的ではありますが、登録する印鑑ですとか、あるいは決算状況、納税の証明、こういったものを備えたものをその条件としまして競争名簿のほうに登載をし、さらにその名簿の中から一般競争入札ですとか指名競争入札をさせていただいておるということで、より、門戸を広げて、性善説にのっとなって名簿を作成しているということでございます。

以上です。

札幌委員長

杉野委員。

杉野委員

今のご説明ですと、資格要件を満たしていればということ、公平という扱いになったと、ただ、その先というのは、どんな兆候があるかわかりませんが、そこまではちょっと察知できないというふうに理解してよろしいんですか。

札幌委員長

島田契約検査課長。

島田契約検査課長

失礼いたしました。

一般競争入札の、先ほど話をさせていただいたところですが、議員のほうからご質問がありましたことに直接お答えになるかどうかわかりませんが、市のほうでやっている業務の中の、今回の中で、民間調査会社のほうで調査をかけております。5回にわたりまして、これはあくまでも今回の場合でいいますと、事件が起きてからどのよ

うな会社であったのか、あるいは財産があるのか、あるいは現状、会社の登記がどうなっているのか、こういったところを含めて5回やらせていただいております。この予算を確保しております、先ほどの調査をさせていただきます。

以上です。

札幌委員長
杉野委員。

杉野委員

私が聞きたかったことは、契約して、資格要件がオーケーですよと、それで契約して、その間、事業が継続しているわけですね。そのときに、そういった兆候が見られなかったのかなと、そういうことだけです。だからそれを見られれば、早く手を打てたのかなということをお願いしたかったのですけれども。

札幌委員長
島田契約検査課長。

島田契約検査課長

兆候が見られたかどうか。言いわけがましい話になってしまいますが、平成24年10月の中旬に、この事件が一番先に市のほうに、ある銀行のほうから債権差し押さえということで、記録が平成27年の後半ごろまで資料が届いております。その中で読む限りにおいては、その8件を契約しております創美ビルメンに対する不安とかそういったものは、文書の中からだと読み取れないと。

ただし、先ほど申しました信用調査期間、平成24年度以降5回かけておりますが、それで読む限りにおいては、ちょっと前からおかしいぞという調査は後々にわかったということでごさいます、市がそういった調査をする能力とか権限があるかといいますとそれはございませんので、議員から質問がありましたことについては、なかなか、市の業務において調査は難しいというのは、正直なところでごさいます。

以上です。

札幌委員長
杉野委員。

杉野委員

わかりました。ありがとうございました。

札幌委員長
ほかにありませんか。
大野委員。

大野委員

今回は、これ違約金、契約解除の違約金ということですが、これは契約上何%とか

何割とか決まっているかと思えますけれども、それを教えていただくことと、それともう一つは、実質損害というものはなかったのか、例えば、これは清掃あるいは保守点検ですから終わってからお金を支払うと思えますが、建物なんか建てた場合には、前もって材料費とかいろいろ、前渡金みたいなものをお渡しするかと思うんですが、そういう類いのものではないから、ないだろうと思うんですが、それがどうなのかをちょっと確認したいと思えます。

札幌委員長

島田契約検査課長。

島田契約検査課長

今回、債権放棄をさせていただきました約700万円につきましては、契約金がおおよそ、8件で7,000万円の契約金額でありましたので、約款によりまして、違約金の場合は契約額の10分の1ということで、10分の1の700万円が違約金としてこの創美ビルメンに対して請求をさせていただいたところです。

さらにもう一点のほうのご質問の、例えばその損害賠償に当たるという意味かなというふうに思ったのですが、弁護士との相談の中で、例えばこの違約金のほかに損害賠償請求ができるかという検討もしてございます。が、しかし、民法でいうところの損害賠償の請求については、因果関係、こういったところの分析というのが非常に難しいということもございました。さらには、この創美ビルメンにつきましては、資産等ももうないという状況から、その当時、市の方針としては、違約金のみを請求し…

…。

札幌委員長

島田課長、質問の意図が、大野委員の質問とちょっと違ったと思えます。

実質損害があったのかどうかというところの質問です。

島田契約検査課長

失礼いたしました。ちょっと勘違いいたしました。

業者のほうの支払いは、10月までの業務を行ったものについては払っております。業務が行わなくなってしまうものは相手が請求してきませんので、供託という形で法務局への供託をしております。

申しわけございませんでした。

札幌委員長

大野委員。

大野委員

わかりました。後のほうが的確でございます。

供託はしてあるけれども、それは向こうでは請求もしないから、それはそれとして戻ってくるということでしょうし、実質的損害はなかったということですね。

もう一つ、再発防止じゃないけれども、やはり先ほど話した、後々調査でわかって

いたと、いわゆる兆しは、後からの調査では少し感じたのかなというふうに思いますけれども、やはり、こういったことが二度とないように、やはり再発防止を講じる必要があるかと思いますが、やはりこれも、後々、後ほどでないといけないから再発防止策はないという図になるのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

札幌委員長

島田契約検査課長。

島田契約検査課長

地方自治法施行令167条の4第2項には、先ほど委員がおっしゃられたような、対策を打てる項目がございまして、これは過去にそのような不誠実な行為を行った者への制限というのがございます。正当な理由がなく契約を履行しなかったとき、こういったものについては、3年間の指名を停止することができる、参加をさせないことができると思いますが、やはりこれも起きてみませんとわからないということなので、なかなか、前もって業者をそこから、何らかの制限を加えるというのはちょっと難しいところかなというふうに考えます。

札幌委員長

大野委員。

大野委員

ちょっと答弁が、違うように思うのですが、課長、私がお聞きしたいのは、こういう問題が出てしまったと、そして資産もないと、そして時効を待たずにしてこういった債権放棄をせざるを得ないと、これはわかるわけです。

ですから、今後こういうことがないように、再発する防止策は、もうどうしようもないのかなと。どうしようもないのだと、これは。先ほど課長が言ったように、後々の信用調査機関の後々の調査で辛うじてわかったということだから、同時進行形の中では、あるいはこれから契約をするときには、何の手の施しようもないということなのかどうかを確認したいわけです。

札幌委員長

島田契約検査課長。

島田契約検査課長

ありがとうございます。

今後につきましては、どのような方法がいいのかを含めましていろいろ検討を重ねていきたいというふうに思います。

以上です。

札幌委員長

ほかにありませんか。

後藤委員。

後藤委員

こちらの相手方ですけれども、今回債務不履行になったのは平成24年、25年の契約だったと思いますが、その平成23年度以前については、この相手方と当市での業務委託はあったのでしょうか。

札幌委員

島田契約検査課長。

島田契約検査課長

通常通りの業務を行っていたというふうになっております。

札幌委員

後藤委員。

後藤委員

それは、わかればいいのですが、いつぐらいからというのがわかりますか。どれぐらい前から当市の業務を受託していたのかわかれば。

札幌委員

島田契約検査課長。

島田契約検査課長

申しわけございません。ちょっと、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、そこを調べさせていただければと思います。

後藤委員

わかりました。

かなり以前から、多分当市の業務を受託していて、問題もなかったのものでそのままということだったと思いますけれども、仮に、後から民間信用調査を見たら、平成23年以前からちょっと怪しかったぞということで、たられればすけれども、契約時に、そういった民間の信用調査の情報を入手していれば防げたのかなと、平成24年が初めてであれば、そういうこともできたのしょうけれども、それ以前から受託していて滞りなくやっていたのであれば、そこまでの調査はしなかったのだろうなということで、致し方なかった部分があるのかなとは理解しています。

先ほどの件で、実際の被害がなかったのかというご質問が大野委員からありましたが、実際に債務不履行の部分での支払いはなかったのもので、その部分は被害がなかったということですが、実際に突然、年度途中で債務不履行があつて、その対応についてはやはり何がしかの、例えば人件費もそう、職員さんのそれに対応する人件費であるとか、それ以外に新たに契約を結ぶ必要も早急にあつたでしょうから、そういった点でいえば、実質的に全く被害がなかったといえそうではないと思います。その辺は換算できるのであれば、実質的な被害、債務不履行になったことによって当

市が対応に迫られたために発生した被害というものはどれぐらいだったか、わかれば教えていただけますか。

札幌委員長

島田契約検査課長。

島田契約検査課長

失礼いたしました。

先ほど、答えてしまったところではあったのですが、今、委員から質問がありましたのは、損害賠償、具体的に計算して、できたのか、あるいはしたのかというご質問かと思えます。

先ほどの話をもう一度繰り返してしまうのですが、因果関係、そういったところの分析をまずできるかどうかというところから、弁護士さんとの相談をさせていただきましたところ、その因果関係をどこまで含めるかということについては、なかなか判断が難しかったということで、その当時から違約金のみをまず請求するという方針を決めたというふうに聞いております。

以上です。

札幌委員長

後藤委員。

後藤委員

具体的に被害の、どうせ取れないでしょうし、取るとしたら違約金で取ろうということで計算はしなかったということでしょうけれども、どっちみち、今回権利放棄、債権放棄してこの件は終わるわけですから、改めて、できればこの件によってどういった被害があったのか、損害賠償請求はどうせできないのでやっても意味はないですけれども、反省も踏まえて、こういったことが起きたことによって、当市にどれぐらいの、そんな大きな金額ではないと思うんですけれども、やはり被害がどれぐらいあったかというのは、やっぱり今回の議案を審査するに当たっても、違約金ではなくて、実際の被害がどれぐらいあったのかというのは把握しておきたいなと思いましたが、すぐには出なそうなので採決には間に合わないと思いますので、後に、しっかりと総括をしていただいて、金額を出していただければなと思えます。

以上です。

札幌委員長

ほかにありませんか。

それでは、別がないようですので、採決をいたします。議案第7号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第16号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の所管事項について執行部から説明願います。

荒井総務部長。

荒井総務部長

それでは、議案第16号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

この補正予算ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,732万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ248億2,642万8,000円とするものでございます。

8 ページ、9 ページへお願いいたします。

歳入でございます。

まずは一番上です。地方特例交付金です。165万2,000円の増となっておりますが、これは普通交付税の本算定結果による増額となります。

続きまして、その下でございます。地方交付税の普通交付税でございます。これも本算定結果による減となっております。1億893万8,000円の減となっております。

龍崎市長公室長

一番下の、土地貸付収入でございます。これにつきましては、牛久沼の所有権について移転の登記、1町1村8大字から龍ヶ崎市、河内町に移転登記が完了し、それに伴いまして牛久沼土地改良区との合意書が締結されまして、これまで土地改良区のほうで貸し付けていたウナギ屋さん2軒について、本年度から市が直接貸し付けるということで、それに対する貸付収入でございます。

次のページをお願いいたします。

荒井総務部長

10ページ、11ページの上から2段目、繰入金でございます。基金繰入金です。

まず、0001の財政調整基金繰入金でございますが、当初予算で計上しました4億円のうち、2億円を繰り戻すものでございます。

その下、公共施設維持整備基金繰入金でございます。これは、歳出の15ページに記載がございますが、久保台、龍ヶ崎西のそれぞれのコミュニティセンターの空調機更新工事に充当をするものでございます。

その下、東日本大震災復興基金繰入金です。これは、茨城県と共同で整備する被災者生活再建支援システムの備品購入に充当するものでございます。

龍崎市長公室長

その下になります。7番、牛久沼管理基金繰入金でございます。これにつきましては、13ページの文書校正費の行政訴訟等弁護士費に繰り入れるものでございますけれども、牛久沼の所有権移転の登記に係る弁護士費用等の費用でございます。

荒井総務部長

その下、繰越金の一般会計繰越金ですが、今回9月補正予算の財源調整のため計上したものでございます。

その下、諸収入、団体支出金でございます。職員団体専従者負担金、市まちづくり・文化財団派遣負担金、市社会福祉協議会派遣負担金、県後期高齢者医療広域連合派遣負担金、市シルバー人材センター派遣負担金につきましては、派遣職員の負担金確定に伴う増減となっております。

次は市債です。一番下になります。消防費債です。

出水田危機管理監

消防債290万円でございます。これにつきましては、被災者生活再建支援システム共同整備事業債でございます。

荒井総務部長

その市債の一番下です。臨時財政対策債につきましては、普通交付税の本算定結果による減でございます。

次のページをお開きください。

まず、職員給与費でございますが、これは人事異動により職員の配置が確定したことに伴う増減でございます。この後の説明は のみとさせていただきます。

職員給与費（議会事務局費）につきましては、人員の増減ございません。5人の人件費でございます。

黒田議会事務局長

続きまして、議会事務局費の賃金でございます。これは、5月から雇用しております事務局の臨時職員の賃金でございます。

荒井総務部長

続きまして、総務費の一般管理費です。特別職給与費の共済費でございますが、これは市長、副市長の共済費でございます。

その下です。職員給与費（総務管理費）でございますが108人分の人件費でございます。

その下でございます。臨時職員等関係経費でございます。委託料、会計年度任用職員制度導入支援でございますが、平成32年度から施行される会計年度任用職員制度の導入に向けた課題の把握、例規の整備、研修等の業務を委託するものでございます。30年度、31年度の2カ年継続事業でございます。

その下、職員研修費でございます。これは、実務研修生、県庁へ行っている実務研修生でございますが、自宅からの通勤ということでアパートの借用をしないということで、その分の減額でございます。

その下、職員給与費の契約検査につきましては、5人分の人件費でございます。

その下、契約事務費でございます。これは、契約事務の補助として一般職非常勤職員1人と臨時職員1人を雇用したものでございます。

その下、文書広報費の文書法制費です。これは、牛久沼所有権移転登記弁護士報酬

の精算金347万1,000円と、牛久沼土地賃貸借契約に係る弁護士報酬の着手金、150万1,000円でございます。

その下、情報管理費です。これは、情報公開業務の補助、文書收受の業務補助として一般職非常勤職員を雇用したものでございます。

龍崎市長公室長

その下になります。広報活動費でございます。これにつきましては、広報公聴事務の補助職員分ということで、賃金のところが4月、5月分、2カ月分の臨時職員、この方を任用がえしまして、一般職非常勤職員として10カ月分報酬として計上するものでございます。

松田会計管理者

続きまして、会計事務費でございます。報酬につきましては、一般非常勤職員1名減ということでございまして、賃金につきましては、臨時職員を1名雇ったというものでございます。

荒井総務部長

その下です。管財事務費です。委託料を計上しておりますが、これは市有地、高砂市営住宅跡地とALTの住宅跡地でございます。この2つの市有地の不動産鑑定業務45万6,000円と、分筆嘱託登記、これは高砂市営住宅跡地でございます。その業務委託114万5,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

庁舎管理費です。これは、庁舎等に配置しております消火器のうち、使用期間が10年を満了した消火器53本分を購入するものでございます。

そして、次は基金費になります。積立金の公共施設維持整備基金費積立金でございますが、平成29年度での土地2件、馴馬町中曽根と板橋町字安台の2件の売り払い収入分を積み立てるものでございます。

龍崎市長公室長

1つ飛びまして、牛久沼管理基金費でございます。これにつきましては、先ほど、土地貸付収入で新規の2件、それにこれまでも貸し付けておりました2件分、4件分の貸付金を積み立てるものでございます。

荒井総務部長

次のページをお願いいたします。

真ん中辺に、監査委員費がございます。職員給与費（監査）でございますが、3人の人件費分を計上しています。人数に増減はございません。

続きまして、28、29ページをお願いいたします。

出水田危機管理監

上から3つ目の箱でございます。消防費、防災対策費でございます。これにつきましては、災害発生時の被災者の支援及び復旧、復興を支援するシステムの共同整備事

業費となります。まず、備品購入費ということで39万6,000円、これにつきましては、システムのデータを保存する外づけ用のハードディスクと、被害認定用に使用するスキャナでございます。

それからその下、負担金でございますが、被災者生活再建システムの共同整備事業ということで295万円となります。

続きまして、32ページ、33ページをお願いします。

荒井総務部長

最後になります。公債費でございます。

まず、元金のほうです。一般会計債元金償還費でございますが、当初予定していた償還年数を短縮したことに伴う元金の増でございます。平成29年のコミュニティセンタートイレ改修工事、これが15年から10年へ。同じく平成29年度図書館施設整備事業、これが10年から5年へ。そして平成29年度龍ヶ岡公園テニスコート改修工事、これも10年から5年へ短縮したものでございます。それに伴う元金の増でございます。

その下、一般会計債利子償還費でございます。これは、利率の確定、減となったことに伴う利子の減額でございます。平成19年度臨時財政対策債が1.3%から0.01%に、平成29年度臨時財政対策債、これが0.33%から0.03%に利率が減となったことに伴う減額でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

第2表の継続費補正です。追加で、会計年度任用職員制度導入支援業務委託費を計上してございます。理由につきましては、先ほど申し上げましたが、平成32年度から施行される会計年度任用職員制度導入に向けた課題把握、例規の整備、研修等の支援業務を委託するものでございます。業務完了に約2年を要することから継続費を設定したものでございます。

続きまして、5ページの地方債補正をお願いいたします。

出水田危機管理監

一番上の箱でございます。

被災者生活再建支援システムの共同整備事業ということで290万円でございます。これにつきましては、県が主催する事業でございますが、43の市町村が共同整備するというので、その負担金となる290万円となります。

荒井総務部長

そして、地方債補正の変更でございます。一番下、臨時財政対策債につきましては、先ほど歳入のところの説明をさせていただきましたが、普通交付税の本算定結果による減額でございます。

以上です。

札幌委員

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員。

深沢委員

すみません，1点だけお願いします。

13ページの職員研修費のところ，実務研修のお話がありました。実務研修の内容と，何名ぐらい行ってらっしゃるか教えてください。

札幌委員長

菊地人事課長。

菊地人事課長

茨城県への実務研修生の派遣についてでございます。

30年度，派遣しておりますのは，県の東京事務所に1名，あと県のほうに3名派遣をしております。あと，県とは直接違うのですが，県の後期高齢者広域連合に1名を派遣しております。

札幌委員長

深沢委員。

深沢委員

研修はどのような研修を受けていらっしゃるのでしょうか。

札幌委員長

菊地人事課長。

菊地人事課長

龍ヶ崎ばかりではなく，県内の市町村から職員を実務研修生ということで来ていまして，それぞれの課の業務を，アルバイトではありませんので，ある程度いろんな課によって，事業内容によって，それに沿ったもので，ただ，1年の期間ですから，そんなに高度なものはあれなんですけれども，いろんな実務を教えていただいて，帰ってきてからの実務に役立たせる，市の業務に役立たせるということでやっております。以上です。

深沢委員

ありがとうございました。

札幌委員長

ほかにありませんか。

大野委員。

大野委員

11ページの，繰入金の，0007牛久沼管理基金繰入金の360万9,000円ですが，登記費用としてという話，登記費用として恐らく次のページの，13ページの01021700文書法制費の関連だと思いますが，登記費用として管理基金から繰り入れたというふうに聞

いたんですけれども、それはそのとおりでよろしいですか。

札幌委員長

龍崎市長公室長。

龍崎市長公室長

ちょっと、私の言葉足らずで大変申しわけなかったんですが、牛久沼所有権の移転登記手続請求事件の弁護士報酬等でございます。繰り入れたということです。

札幌委員長

大野委員。

大野委員

先ほどは登記費用というふうに言いましたよね。わかりました。じゃ、つながりました。

では、この文書法制費の497万2,000円ですが、質疑の中でも、所有権移転請求事件が牛久沼土地改良区から提起されたと、それについての費用が347万円であって、あと150万円は賃貸借が1件できていないもので、それについての弁護士費用という形で、弁護士の着手金という形で聞きましたが、これはこれでよろしいですか、今私が言ったこと。

言いましたねということだけれども、それはそれでいいですね。私が聞き返した内容でよろしいですね。

いわゆる347万円は所有権移転請求権の弁護士費用、それから150万円は、新しく賃貸借が始まった件が1件片づいていない、3件のうち2件は片づいていたけれども、1件が片づいていないもので、その弁護士費用ですねということで説明があったもので、それでいいですねと聞いたのです。

札幌委員長

荒井総務部長。

荒井総務部長

そのとおりです。

大野委員

わかりました。

それで、まず2つに分けたいと思います。そういった347万円と150万円というふうに分けてあるもので、347万円のこの内訳的な内容をちょっとお尋ねしたいのですが。内訳というところまずいか。私は、移転登記ということを知ったから、移転登記費用と、所有権移転請求の弁護士費用というふうに分けちゃうとまずいからね。じゃ、わかりました。これは、所有権移転請求権に対する訴訟事件の報酬金額が347万円だと、そういうことでよろしいわけですね。わかりました。

それで、結局、これは着手金も支払ったわけですよ。それで、その契約に基づい

て報酬が計算するとこれだということでもって347万円。

私、河内のほうにどのぐらいかかりましたと話を聞いたら、河内はゼロです。それで、なぜゼロなのかなと思いましたが、特にそういう案件が出ていないよと、議会には。よく調べてみると、それが100%正確かどうかわからないけれども、顧問弁護士がいるもので、言うなれば、牛久沼土地改良区からの弁護士に対する内容証明に対する反論というか、そういったものを書いてもらったと、だから特に弁護士との契約はしないから、着手金も発生しないし、本当にゼロだということです。それに引きかえ龍ヶ崎の場合は、移転請求が内容証明で送られた、それに基づいてすぐ弁護士との契約をして、着手金が発生して、すぐに終わったものですから、こういった成功報酬が発生したことだろうと思います。

私、そのときにも職員に言いました。こういった、内容証明に対するものは、考えようによっちゃそんなに難しくもない、訴訟になれば話は別ですよ、内容証明に対する答えを書くことは、そんなに、着手金を300万円も先に払うほどのものではないのではないかと。結果的に払ったわけですが、そういう内容証明の答弁というか反論をなぜこういう形で契約をして、着手金が発生して成功報酬を支払わなくちゃならなかったのかと。そういった反省というものはないものではないでしょうか。ある意味当たり前ですか。こういうのは何でもお願いしますと。結果、600万さきのお金が発生しているわけです。片や河内町ではゼロです。市のほうがゼロで河内町が600万円かかったというならわかりますよ。全く逆で、いわゆる真っすぐじゃなかったのかなというふうなことを考えますけれども。ここら辺になると川村副市長かな。

札幌委員長

川村副市長。

川村副市長

この土地所有権の問題につきましては、土地改良区のほうと、市のほうとで訴訟事件まで発展するまでも考えていましたので、何とかその所有権の解決を図ろうということで、それで弁護士を雇用したということでございます。

結果的に、そこまでに至らなかったのですが、いろいろな資料の調査を行っていたり、何度も協議をさせていただいた、そのときの報酬ということでご理解をいただきたいなというふうに思っています。

札幌委員長

大野委員。

大野委員

調査していただいたからお金が発生したということではなくて、そもそも契約があるから、それは発生するのは当たり前ですよ。契約があるものですから、裁判にならなくても。裁判になって、ある程度、お金の、成功報酬というのはわかるわけです。でも、裁判にまでも行かない、内容証明2通書いた、2通書きましたよね、2回向こうから内容証明が送られましたから。結果的に、内容証明を2通返しただけで終わっちゃったわけです。

これが訴訟に発展して、訴訟の結果、成功報酬として支払うのだったら話はわかります。やはり、訴訟事件に発展する可能性があるから、裁判を前提にして弁護士に依頼したということでしょうけれども、でも、片や河内町ではゼロと。言うなれば、当初の段階では、仮に調査するといっても、鑑定書があるかないか、あるいはそれに土地改良区が言う鑑定書がそうですよと、証拠ですよと。でも普通に考えて、鑑定書が証拠になり得ることはないです。いわゆる、そこら辺に書いてある推理小説、いろんな本がこういうのは書いてありますから、これが根拠となっているというのはまずあり得ないです。ですから、鑑定書そのものは、ほかの推理小説とかそんな、自分勝手に書いたものと同じです、幾ら調べたと言っても。

ですから、そういう内容の主張で裁判を前提に弁護士とやらなくちゃならないのか、そしてまた、この契約書を読みますと、裁判に発展しない場合は50%の成功報酬、きちっと計算した成功報酬の50%分をもらうという条文もあります。普通、着手金を300万円払って、内容証明2通出して、裁判に発展しなかったら、その着手金でさえ半額返さなくちゃならないというのが通常だそうです。あるいは調査をしたと、調査したからこれだけの実費はいただきますよと、そういったものを含めて着手金の半額をいただきますというのが通例だそうです。

ですから、はっきり言って、しょうがないです、契約書に書いてあるのだから。だから、ある意味、こういったことを教訓として覚えておいてほしいです。あるいは知っておいてほしい。そういったものを、ただ単に、あ、これは支払いするものだという形で簡単に考えておいてほしくないです。だから、ある程度反省はしてほしい。だから、最低かかったにしても、着手金の半額で済みます。それを見事に河内はゼロ円で終わったわけです、同じ仕事をやって。そういうことで、この347万円については、十分反省をしておいてほしいと思います。反省するところわかったかな。

札幌委員長

意見としてお聞きしてよろしいですか。

大野委員

はい。ぜひ、そこら辺のところを考えておいてほしい。

それから、もう一つ、これ347万円の件で、先ほど聞いたように登記は行われたということも言ったわけですから、これも含んでいますね、登記も、347万円に登記費用も含まれていますね。

札幌委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

お答えいたします。

ここで、委任契約の内容についてということですが、こちらの委任契約書のほうにも、所有権移転登記手続に関するものまでも含まれてございます。

以上です。

札幌委員長
大野委員。

大野委員

こう言っても何ですが、契約書には、所有権移転登記については明確には記されていないけれども、明記されていないけれども、契約の内容をちょっと読んでくれますか、それに関する事。

札幌委員長
落合法制総務課長。

落合法制総務課長

平成27年12月28日付で締結しました弁護士への委任契約書、受任範囲第1条でございますが、書類作成、訴訟、1審、調停、それから訴訟等の関連する業務一切となっております。具体的に申し上げますと、委任の目的としましては、牛久沼の所有権が、龍ヶ崎市及び稲敷郡河内町に存することを確認し、所有権移転登記手続及び同所有権に附帯する賃借権等の整備を行うというものでございます。

以上です。

札幌委員長
大野委員。

大野委員
賃借権も入っていますか。

札幌委員長
落合法制総務課長。

落合法制総務課長

失礼いたしました。賃借権等の整備については削除させていただきたいと思っております。

札幌委員長
大野委員。

大野委員

いずれにしても、私が読ませていただいたものに関しては、移転登記までは入っていないけれども、登記保全とか何とかと書いてあったんだ。それを、広い意味で解釈した場合に、1町1村8大字になっているものを龍ヶ崎市、河内町にするまでの内容が広い範囲で解釈した場合には入ると、そういったものだろうと私は思っています。違いますか。

札幌委員長
森田企画課長。

森田企画課長

先ほど、委任契約の内容というお話が出ましたけれども、まず、委任契約書の第2条におきまして、本件土地の登記名義に保守するという形で明記がされております。

先ほど、大野委員のほうからお話ございましたように、この中には所有権の登記保存が含まれるというふうに解釈をいたしております。

以上でございます。

札幌委員長
大野委員。

大野委員

わかりました、広い意味でね、所有権移転登記は明記されていないですよ、広い意味でそれを解釈すれば、入るのかなと思ったわけですが、これにつきましては、承継登記ということで、1町1村8大字をを龍ヶ崎市、河内町にしたと、それで、本来でしたら職員だけで嘱託登記はできたわけです。今まではそのように、職員が嘱託登記でやっていたわけです。ですから、今回もできるわけであったと。

でも、こういう訴訟事件があって、いろいろ出てきたものですから、法務局のほうでもちょっとびびっちゃいまして、慎重になったと。慎重になった関係で、嘱託登記ができなくて、弁護士に委任せざるを得なかった。でも、辛うじて、その委任範囲に広く考えれば入っていたということですね。そういうことでよろしいのですね、わかりました。

それで、承継登記は、ちょっとずれるかもしれないけれども、広い意味で解釈して私もお話ししたのですが、牛久沼の番外にばかりじゃなくて、そのほかにも1町1村8大字の登記がなされているものがあります。これについても、同様にやったのでしょうか。そのほかの、1町1村8大字の所有のものが多々あるわけです。それについてはやっていないのかやっていたのか、それだけで結構です。

札幌委員長
落合法制総務課長。

落合法制総務課長

牛久沼番外地、番外2番1以外の土地に関しましても、所有権移転登記の手続をしていただいております。

以上でございます。

札幌委員長
大野委員。

大野委員

していただいたじゃなくて、それは自分らでやったのでしょうか。

札幌委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

最終的には弁護士のほうで一括して嘱託登記をさせていただきます。
以上です。

札幌委員長

大野委員。

大野委員

わかりました。職員の皆さんが準備をして、それを持って行っていただいたと、そういうわけでよろしいですね、わかりました。じゃ、その1点についてはそれで結構です。

もう一点、新しくその賃貸借をするウナギ屋さんとの件で、1件賃貸借が結ばれなかったと、そしてそれに対する、どんなふうに弁護士に依頼したのかわかりませんが、その弁護士に対する契約についての着手金が150万円だというお話でした。その件についてもう少し詳しくお聞きしたいのですが、何を委任したのですか。

札幌委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

まだ、予算取りの段階ですので、契約自体はこれからですけれども、弁護士に見積もりを出してもらおう上でこういうことを委任したいという話はいたしました。

その内容としましては、まだ賃貸借契約ができない1件につきまして、賃貸借契約を行いたいという、その交渉、今まで滞っておりますので、すんなり賃貸借契約ができるとも思えませんので、もしできない場合には、その後、土地の明け渡し請求、それに付随するいろいろなことも含めまして、最終的には、その土地を返していただくまでも含めたもろもろのものも委任したいと、それでお幾らでしょうかというお話をいたしました。

それで、その金額の内容ですが、弁護士会のほうの規定によりまして、土地の財産価値というのでしょうか、経済的利益をまず算出いたしまして、その8%プラス9万円が着手金でありますということですので、その経済的価値を土地の評価額などから2,600万円と算出いたしまして、その8%に9万円を足したものに消費税を掛けたもの、150万1,000円を着手金として予算計上したものでございます。

札幌委員長

大野委員。

大野委員

今の、岡田課長の話は2つに捉えました。つまり、賃貸借を締結するまでの仕事をお願いします、そしてまたそれができない場合は訴訟も含めての見積もりだというふうな内容で聞きましたけれども、それが先ほど話した内容では、やはりそのように2つに分けてお願いできないものだろうかということが1つです。

賃貸借の締結が、職員の皆さん、自分たちでやったのではできないと、それともこれ、弁護士でも同じだろうな、賃貸借締結に関しては。恐らく、皆さんがいろいろ交渉してできないとなれば、後は明け渡し訴訟がどうかということだろうと思うのですが、私は。その明け渡し訴訟が2,600万円の価値ですよということだろうと思うのですが、どうでしょうか、私のとり方は間違っていますか、ちょっとまずそれを聞きたいです。

札幌委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

単なる賃貸借契約を代行して結んでもらうのであれば、この弁護士費用の報酬規程から行くと、2,600万円の財産価値の2%で済むわけですから、そこで済めば。ただ、大野委員の理解でよろしいかと思えますけれども、それでは、もちろん内容としていきなり返せよというわけにはいきませんので、まず、契約してねという話から入っていただいて、それが滞った場合には、明け渡しまで行くということを想定しておりますので、それですと一般の裁判も含めた訴訟の費用ということになりますので、土地の資産価値の8%ということになっておりますので、それで予算計上したということです。

札幌委員長

大野委員。

大野委員

そうしますと、今、賃貸借契約の締結だけで済むのだったら2%で済みますよと、そのほかでしたら8%です、そうすると、150万円というものは、あくまでも2,600万円掛ける8%のプラス9万円と見てよろしいんですか、この150万円の根拠。

札幌委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

そのとおりです。

札幌委員長

大野委員。

大野委員

そうしますと、217万円になりますが。

札幌委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

申し訳ございません。単純に私の間違いです。5%です。

すみません、ちょっと見る場所を間違えていました。申しわけありません。

札幌委員長

大野委員。

大野委員

そうしますと、予想される、仮に全面勝訴となった場合に成功報酬というのは、今度は幾らですか。

札幌委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

成功報酬の算定につきましては、経済的利益の10%プラス18万円に消費税ということになっております。

札幌委員長

大野委員。

大野委員

大変な問題かと思いますが、これはある意味、明け渡し訴訟に関しては、一応訴えればそうなるだろうと思います。明け渡しをなさいということになるかと思いますが。それと、滞納している金額、ことしからかもしれませんけれども、それについても一緒に請求なさるとしてよろしいでしょうか。

札幌委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

そのように考えております。

札幌委員長

大野委員。

大野委員
わかりました。
以上です。

札幌委員長
ほかにありませんか。
別にないようですので、採決をいたします。議案第16号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、議案第24号 指定金融機関の指定について執行部から説明願います。松田会計管理者。

松田会計管理者
議案第24号 指定金融機関の指定についてでございます。
これは、地方自治法及び地方自治法施行令の規定によりまして、龍ヶ崎市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関に、平成31年10月1日から平成33年9月30日までを株式会社筑波銀行、平成33年10月1日から平成35年9月30日まで株式会社常陽銀行を指定し、以降交互にするものでございます。
この条例の施行目的でございますが、指定金融機関の交代制の導入は、公平性の観点から行うものでございます。また、交代制を導入によって、金融機関相互間での競争性が発揮され、市民サービスの向上も図れるものと考えております。
説明は以上でございます。

札幌委員長
執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
杉野委員。

杉野委員
基本的なことですが、これまで現行1行だけで適用していたわけですがけれども、支障は何かありましたか。

札幌委員長
大和田会計課長。

大和田会計課長
常陽銀行が、ご存じのとおり今、指定金融機関になってございます。不都合というか、だめだった点とかそういう意味でよろしゅうございますか。特になかったです。

札幌委員
杉野委員。

杉野委員

それで、公平性からというご説明で、2年ごと交代するということですが、まず1点は、お配りいただいた資料の中には、3年なんかも入っていますよね、3年交代と。その辺の、どうして2年にしたのか、その辺の根拠をお願いしたいと思います。

札幌委員
大和田会計課長。

大和田会計課長

ご承知のとおり、お配りいたしました表の中には、2年ごとの交代と3年ごとの交代というところの自治体、まちまち、ございます。これはその自治体、自治体での考え方ということでございますが、要因といたしましては、まず総務省で、短期交代制は避けろと、半年はだめだよという規定がございます。だから、短くてもまず1年、その次には、市側における人事異動も考慮いたしました。それから、銀行側における派出行員の都合どり、こういったものも配慮して2年が一番多ございますけれども、3年でも可能かなと。3年にした理由は何ですかという話は聞くのですが、専ら短か過ぎるという意見も、2年では短か過ぎるという意見もあったやの話から3年にしたというところがございます。やってみて、まずければまた議会にお願いしてご承認いただき直すということもおっしゃっていました。

以上です。

札幌委員
杉野委員。

杉野委員

よくわかりました。2年ごと、あるいは3年ごとで交代すると、その場合の引継ぎ事務等考えると、煩雑さが残ってくるのかなと、そういった意味で、国では半年とかそういうのはだめですよというようなことで定めたと思います。

その2年であっても、市民にとっては都合は、支障がないのかどうか、その辺だけ。変わらないということなら変わらないと、あるいはむしろ競争性の原理から向上するなら向上すると、その辺のところをもうちょっとお聞かせ願いたいと思います。

札幌委員
大和田会計課長。

大和田会計課長

交代制によって、そのサービスに支障が出ないかというお話だと思います。

市民に対するサービスの低下というのは、一切発生しないということで、逆に、先ほど冒頭の目的という中で説明申し上げましたけれども、業者間の競争性が発揮され

て、サービスの向上が図れるのではないかとこのところが見込めます。

1点だけ、具体的に申しますと、これまで交代制によりまして視察等も行ってまいったのですけれども、ATMがすぐに設置されたというところで、それが非常にメリットとして市民に受けが非常によろしいというようなお話も頂戴いたしました。

以上です。

札幌委員長

杉野委員。

杉野委員

今ほど、ATMの設置ができたというお話ですが、もう1行の今までのATMは、排除というより、どんな形になりますか、2つになるということですか。

札幌委員長

大和田会計課長。

大和田会計課長

ご存じのように、今、龍ヶ崎市敷地内には常陽銀行のATMと水戸信用金庫のATMがございます。この敷地に隣接するようないずれかの土地に筑波銀行のほうのATMも設置されるのかなというふうな予想でございます。その銀行に口座を設けていらっしゃる市民の利便性は上がるというふうに解釈しております。

撤去についてはございませんで、各金融機関でそのATMは管理しております。撤去という話はこの時点ではございません。

札幌委員長

杉野委員。

杉野委員

ありがとうございます。今よりも、もう1つふえると、市民にとっては、利便性を増すのではなかろうかというふうに理解しました。

それで、もう一つ、現行の常陽銀行、それから予定している筑波銀行、市の財政に寄与するという事は、その法人住民税ですか、そういったところの比較というのはどうでしょうか、わかれば。

札幌委員長

大和田会計課長。

大和田会計課長

申しわけございません、その法人税の向上と申しますか、上がるのではないかとこの期待はあるのかというご質問かと思っておりますけれども、申しわけございません、今ちょっと照査はしてございませんで、どのぐらいというのは、今の時点では無論はかれません。ただ、利便性が向上するという事で、その銀行の企業努力によって収益は

上がっていくのかな，その結果，税等にも反映されるのかなという予想はされると思います。

以上です。

札幌委員長

杉野委員。

杉野委員

言い方が悪かったのか，常陽銀行もあるいは筑波銀行も，市に税金を納めていますよね，課税が発生しますよね。その，比較はどうだろうかということをお聞きしたかったわけです。

札幌委員長

大和田会計課長。

大和田会計課長

重ね重ね申しわけございません。

市に対する法人税の納付額ですか，その辺もちょっと今，資料が手元にございませんで……。

杉野委員

去年なら去年，どれだけ当市に税金が納められているかと，市に貢献しているだろうと，そういう意味での質問です。

札幌委員長

杉野委員，それは法人税の申告額を知りたいということですよ。納めている額ですよ。それはあれなんじゃないですか。銀行ごとのを教えろというのは，どうですか。

松田会計管理者。

松田会計管理者

ただいまのご質問ですが，先ほども大和田課長のほうが申しましたが，ちょっと税のほうの税額については，現時点ではお答えできませんけれども，基本的には指定金融機関が両行交互にかわったとしても，税額がそれによって大きくふえるとか減るとかというのはなくて，あくまでも現状なのかなという考えでいます。

以上です。

札幌委員長

杉野委員。

杉野委員

そういうことではなくて、過去にもう既に実績があるでしょうと、その常陽と筑波の、実際に市に貢献した比較というのはどの程度あるのかなという質問です。だから、これからどうなるかという話ではなくて……。

札幌委員長

松田会計管理者。

松田会計管理者

ですので、先ほども申しましたが、現時点、今この場でそういった資料、数字を持ち合わせていませんので、ちょっとお答えは現時点ではいたしかねるので、もしそういうことについてお答えをするということであれば、税務課、所管が違いますので、税務課に行って確認してこなければなりませんので、そういったことのお時間をいただくということになってしまうのかなと思っています。

札幌委員長

杉野委員。

杉野委員

個人情報絡みでどうなのかということもあろうかと思います。

それで、一般的に考えれば、希望的に考えれば、常陽銀行のほうが、納税額が大幅に違うのかなと。そういう意味では市の財政に寄与しているのかなということも言いたかったわけです。結構です、わかりました。

札幌委員長

ほかに。

深沢委員。

深沢委員

この2行を交代制でやるということ、私たち公明党は、常陽銀行と筑波銀行、両方からいろいろとお話を伺いました。その上で、市民にとっての利便性やメリット、それから公金を扱うには安全性、それから継続性、いろいろと考えました。また、一番なによりも競争性ということを検討させていただいて、私は交代制でいいのではないかと、うちのほうの結論にしたいと思います。

採択ということ。そういう結論にさせていただきたいと思います。

札幌委員長

意見ということによろしいですね。

大竹委員。

大竹委員

先ほど、杉野委員からもお話がありましたけれども、筑波銀行を指定金融機関として、この議案に乗せて挙がっていますけれども、その中で、先ほど市民のサービスと

ということでA T Mの話がありましたけれども、そのほか、事前の中での協議事項はどんなことがあったのか、それをちょっと細かくお聞かせ願えれば幸いです。

札幌委員長

大和田会計課長。

大和田会計課長

ご質問の趣旨は、A T Mの設置のほかにどういった協議があったかということでもよろしゅうございますか。まだ、具体的に細かな協議は、この議会の議決を頂戴してからという話で、筑波銀行と細かな打ち合わせという話に入っていきますけれども、これまで先行して、交代制を導入した自治体からいろいろお話を聞いた中では、まず、派出所ということで、会計課の横に常陽銀行の派出窓口がございます。

あれを今、開所時間が午前9時から午後4時までですけれども、筑波銀行さんのほうには最低限それを解消してくれと、プラスアルファで時間が延びるのかなというお話は、ほかの自治体からも話は頂戴しています。ですから、その辺の協議を行ってから、派出所銀行の窓口の開所時間の時間延長であるとか、あるいはまたA T Mの話に戻りますけれども、A T Mの開設時間も、筑波さんのほうが何か努力されているよというような話は、他の自治体からお話、頂戴しています。平日の終わりの時間が長いとか、あるいは常銀さんだと土曜日までなのかな。それが日曜祝日もあけるようになっているよとか、そういった話は頂戴いたしました。その辺は、協議の中で打ち合わせして決めてまいりたいと存じます。

以上です。

札幌委員長

大竹委員。

大竹委員

そのほか、その手数料とか、委託料とかいろいろ問題があると思いますが、その辺の話はしましたか。

札幌委員長

大和田会計課長。

大和田会計課長

今おっしゃったのは、委託料という形で、派出窓口の行員配置に伴う委託料のことなのかなということでもよろしゅうございますか。

今、無論予算にも計上してございますように、年間100万円、これは税込みですけれども、常陽銀行のほうに委託料として支払ってございます。基本的には、この辺を協議のラインとしていくわけですけれども、また、先行他自治体のお話では請け負ってからワンクール、ワンローテーションです、2年とか3年については、筑波銀行さんは委託料の請求はしないという話があったというようには聞いております。

当市がそれを受け入れるかどうかは、今後の協議次第ということでございます。

札幌委員長

ほかにありませんか。

後藤委員。

後藤委員

今のところでお聞きしたいのですけれども、委託料が、これまでが常陽銀行100万円前後ということでそれぐらいのラインになるだろうと。

全国的にそうですけれども、指定金融機関を受託することによって、かなり、はっきり言って金利の低い中で多額の公金を預かったとしても、なかなか収益を生み出せないような状況が出ているというようなこともお聞きしていますけれども、余りにも安すぎるのもいかなものかな、特に今の、委託料を取らない、半年で取らないのでしたっけ、そういった取り扱いはちょっといかなものかなという思いもありますけれども、この委託料以外に、指定金融機関となることによって、相手方の金融機関の収益というのは、当市が支払うものはほかにあるのかなのか、その辺を教えてくださいませんか。

札幌委員長

大和田会計課長。

大和田会計課長

委託料のほかの、経費的なものというふうに、よろしいですか。

かわった最初の段階で、1回だけ発生するものが、市から振り込むという電送システムというのがございます。各個人、各法人、あるいは国や県に納付されるもの、そういったものを全て電送で処理していますものですから、その電送の初期設定というのが生じます。数十万円というお話ですけれども、それについても、具体的な金額については協議の中で定めてまいりたいと思います。無論、見積もり等をとって極力正確にということで決定してまいりたいと思います。

以上です。

札幌委員長

後藤委員。

後藤委員

ありがとうございました。

本会議質疑でも、安定性という、多額の公金を預かっていただくわけですから、経営の安定性という観点から本会議での質疑もあったと思うのですけれども、具体的に、指定金融機関となることによって、その金融機関に大きな経営的なメリットがあればいいのですけれども、そうでないのであれば、なかなか、しかも無料で、当初はサービスで委託を受けるよとかいうことであると、逆に経営面ではマイナスも、経費としてもですね、ということで考えると、その安定性のところでちょっと、指定金融機関が破綻した場合、その他特別の事情がある場合というような規定もあるわけで、何が

起こるかわからない中で、この指定金融機関に預けている当市のお金として、決済性以外のものというのはあるのかないのか、あるとしたらどれぐらいの額になるんでしょうか。

札幌委員長

大和田会計課長。

大和田会計課長

申しわけありません、ちょっと質問の趣旨の確認ですけれども、それは、指定金融機関を銀行側が受けることによるメリットというのがあるのかという点が1点、それと、安定性がそれによってどういうものが生じるのか、その指標は、というようなイメージでお聞きしたということで、よろしゅうございますか。

札幌委員長

後藤委員。

後藤委員

分けて聞きます。

まず、指定金融機関を受けることによって、その受けた金融機関がどれぐらい経営にプラスに働くのかという点をまずお聞かせください。

札幌委員長

大和田会計課長。

大和田会計課長

指標というものは特にはないですけれども、平たく言うのは失礼ですけれども、結局、銀行の看板の名は上がるのかなと、そうすることによって、口座数がふえていくのじゃないかなという予測は立つと思います。それに生じるメリットということはあると思います。

以上です。

札幌委員長

後藤委員。

後藤委員

わかりました。

指定金融機関となることで、そうやって信用度が上がって、金融機関として経営も安定していくということであればいいと思うけれども、その一方で、破綻という可能性にも、万が一も検討していかないといけないと思います。そういった意味でいうと、直近の筑波銀行の決算なんか見ますと、平成29年度は対前年度比で37%ぐらい減になっている、今年度の第1四半期なんかも、前年度比で80%ぐらい減収というような状況で、なかなか、経営の安定性というところでは、かなり厳しいところもあるのかな

とは思いますが。

そこで、仮に破綻した場合のお話ですけれども、決済性預金であれば大丈夫ですけれども、ペイオフという観点で考えれば、決済性預金以外のものは、1,000万円以上は保護されないわけですから、その辺、現在、当市で指定金融機関に預けているもので決済性の預金が全てなのか、それともそれ以外の、ペイオフになった場合に保護されないような種類の資金があるのか、それがあればどれぐらいの金額になるのか教えてください。

札幌委員

大和田会計課長。

大和田会計課長

議員、今申されているように、決済性という話でございます。

決済性の普通預金というものがございまして、これが今お話にあったように、利息はつかないけれども、元金は保証されるというものであります。自治体によっては、一般会計、それから特別会計、全てそういう決済性の口座にしているという自治体もございまして。

本市につきましては、今、常陽銀行の指定でございますけれども、その決済性の普通預金ではありません。一般の普通預金であります。ですから、逆に言えば、1,000万円プラス利息以外の突出する部分は保証されないというような論理になってまいります。

それと、仕組み、対策というのがあるのかというお話ですが、それに当たるかどうかはわかりませんが、単純な話、そういう決済性の預金に変えていくという手立てが一つあると思います。それともう一つですけれども、今、各基金については定期という形でございまして、この定期預金につきましては、借入額に応じた、それだけは定期で、基金として積んでいくということで財政課と逐一、協議いたしまして、例えば筑波銀行からは17億円程度の起債をしていると、それに応じて基金総額で、例えば16億円の基金を積み立てていると、そうしますと、借金と積み金、これは相殺してよろしいという仕組みでもございまして、全額その枠内に収まっていれば保証はされるという仕組みになっております。

こういったところで、以上でございます。

札幌委員

後藤委員。

後藤委員

わかりました。

起債と預け入れの関係で担保されているのであればいいかと思いますが、基本的に、全額普通預金であるというのはかなり危険な、やっぱりリスクは考えなきゃいけないのかなとも思いますので。

あと、それ以外にも指定金融機関については、自治法施行令168条の2第3項で担保を提供するようになっているわけですね。当市、現状どういった担保、例えば担保の

種類です，現金であるのか債権であるのか，また提供いただいている担保の額というのがお幾らなのか教えていただけますか。

札幌委員長

大和田会計課長。

大和田会計課長

現在，常陽銀行から預かっている担保の金額は1,000万円であります。現金として預かってございます。形といたしましては，決済性の普通預金口座を開設いたしまして，それで管理いたしております。

以上です。

札幌委員長

後藤委員。

後藤委員

わかりました。

仮に，担保が1,000万円ということであれば，仮に破綻した場合はかなりの金額の被害が，担保1,000万円しか取っていないのであれば出てきてしまうのかなと思えますが，その担保とは別に，損害賠償の規定を，契約する際に結んでいる自治体が，市町村でいうと83%ぐらいあるそうですけれども，本市としては，この担保の提供以外に，それとは別の損害賠償の規定というのはあるのでしょうか。

札幌委員長

大和田会計課長。

大和田会計課長

本市の，常陽銀行との委託契約の中では，まさに先ほど申した，まず1,000万円というのが担保でありまして，それ以外のというものは別途定めると，そういった表記にしてございます。その段階で，一体どのぐらいの損害が発生するか見込みが立たないというのが背景にあると思えます。

以上です。

札幌委員長

後藤委員。

後藤委員

わかりました。

指定金融機関，やはり，繰り返しになりますけれども安定性，大変高額な公金を取り扱っていただくわけですから，そして今，かなり大手の大きな銀行でも，かなり経営，将来の先行きという点では不安視されているような中で，やはり破綻ということもあり得るという状況で，そういう想定も踏まえて，しっかり指定金融機関の指定と

というのは考えていただきたいなと思いますけれども。

私は、基本的に1つの金融機関が既得権益的にほかの金融機関が入れないという状況というのはおかしいと思いますし、是正しなきゃいけないなと思いますけれども、その上で、いかに預けているお金をしっかりと保全していくのかというところも、契約の中でしっかりと担保していただきたいと思います。

最後になんですけれども、今回、公平性というようなお話、ございました。そこでもいいますと、当市にはまだほかにも水戸信用金庫であるとか、JAであるとかほかの金融機関があるわけです。この、きょうお配りいただいた表を見てみますと、基本的にはほかの市なんかも、指定金融機関のATMだけが置いてありますが、当市は水戸信用金庫のATMも置いてあるわけで、ということであれば、公平性という観点でいうのであれば、この水戸信用金庫さんであるとか、その他JAであるとか、県信用組合であるとか、ほかの金融機関も当然、この指定金融機関になっていただくという方向性がいいのではないかなと思うのですけれども、その辺の検討というのはどうなっていたのでしょうか。

札幌委員長

大和田会計課長。

大和田会計課長

今ご指摘のとおり、本日配付させていただきました中で、常陸大宮市については、茨城県信用組合を含んだ3行による2年交代の指定という形になってございます。今、ATMの話がまた出てきましたけれども、しかるに、筑波銀行のATMしか今は設置していないと、なぜですかということで、少し電話でお話したのですが、もともとはまた別の、東日本銀行というところのATMしかなかったよというようなお話で、それでは不便だろうということで、筑波銀行さんが動いたというようなお話は頂戴しています。

今のお話ですと、公平性の観点から、ほかのあと金融機関のほうに指定する考えはないのかというようなお話だったと思いますが、法上の規制はございませんで、例えば信用組合のほか、信用金庫であっても、農協であっても、法上、指定金融機関に指定することは可能であります。ただ、今回、本市ここにお示ししている他市町村につきましても、実績とあとは地元には支店があるというようなのが非常に大きいのかなということでの指定だというふうには考えております。

しかるに、それをまねして当市も行うのかなという話になってくると思うのですけれども、本市については今の理由プラス実績というものを、やはり重んじたいなという考えと、あと両支店とも、金融機関の活動といたしまして、市にいろいろ貢献しているのかなと、これからもなのかなということでのご期待も含めて、今回、銀行2行による指定といたしております。

以上です。

札幌委員長

後藤委員。

後藤委員

わかりました。

全国的な状況でいうと、普通銀行が指定金融機関の市町村が1,207、信用金庫が183、信用組合16、農協が285ということで、十分に指定金融機関、こういったようなほかの金融機関でも請け負うことができるということですから、公平性ということを含め、今回出してきたわけですから、ぜひほかの金融機関についてもしっかり門戸を広げて、そしてさらに競っていただければほかの金融機関にも当市へ貢献、さらにしていただくというような方向であってもいいのかなとも思います。

すみません、もう一点、今回10月1日から筑波銀行が指定金融機関になった場合、もう一方の常陽銀行というのは、指定代理金融機関に指定するという理解でよろしいのでしょうか。

札幌委員長

大和田会計課長。

大和田会計課長

交代で外れた2年間ということですが、位置づけとしては収納代理機関に指定するという形になります。

以上です。

札幌委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決をいたします。議案第24号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

ここで、島田契約検査課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

島田契約検査課長。

島田契約検査課長

先ほど、議案第7号のところで、後藤議員からのご質問がございました、創美ビルメン、いつから当市との契約をしているかというご質問がございました。

調べた限りにおきましてということですが、平成11年度からの当市との契約の状況が確認されました。

以上でございます。

札幌委員長

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。
これをもって総務委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。